

火災共済上乗せ

2022年10月1日以降始期契約用

地震保険付き火災保険

GK すまいの保険(すまいの火災保険) / 火災等限定プラン

秋の
保険・共済
募集商品東北電力企業グループ保険
ライフ総合医療保障プラン
リリーフ終身医療保険ハートネイ
限定告知医療保険ハート

がん保険

親子の
ちから

火災共済

地震保険
付き火災保険その他の
制度商品団体扱
自動車保険団体
ゴルフ
保険重要
事項

記入例

2022年3月の福島県沖地震により、被害を受けられました皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますことを心よりお祈り申し上げます。

地震保険



地震保険は火災保険の保険金額×30～50%の範囲内でセット可能
(火災共済の補償限度額は含みません。)

火災

落雷

破裂・爆発

コンセプト

地震による損害への備えには、通常の火災保険だけではなく地震保険が必要です。本保険は、東北電力生協組合員の皆さまのために、**火災共済とセットでご加入いただく**ことを前提に開発された商品です。そのため、火災共済の利点を十分に活かしながらご加入いただけます。

〈建物ご加入希望の方〉

火災共済に**建物100口以上**でご加入の方

〈家財ご加入希望の方〉

火災共済に**動産20口以上**でご加入の方

【注意点】火災共済とセットでご加入いただく商品です。火災共済を解約された場合は当保険も解約しなくてはなりません。

大口団体割引について

大口団体割引10%が適用されるため、一般で加入する契約と比べ割安です。

※地震保険には適用されません。

※割引率は2022年10月1日～2023年9月30日の間に保険始期日があるご契約に適用されます。

※割引率は団体全体のお引受実績に応じて毎年10月1日に見直されます。

火災共済上乘せ

2022年10月1日以降始期契約用

地震保険付き火災保険

GK すまいの保険(すまいの火災保険) / 火災等限定プラン



地震国日本！ 地震保険は必要な保険です

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、または流失による建物や家財の損害を補償します。

東北地方は30年以内の地震発生確率が高く、直近で多くの方に地震保険を活用いただいております。次の表、図をご参照の上、ご加入を検討ください。

東北地方の地震発生確率

(算定基準日：2022年1月1日)

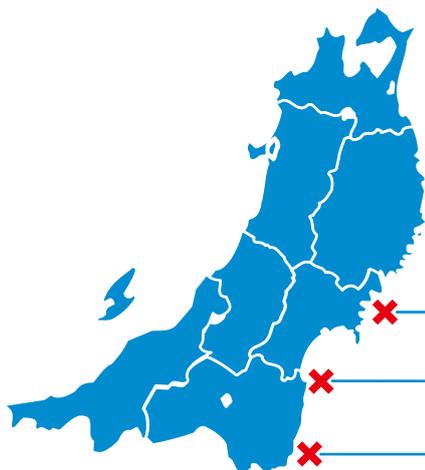
地震	マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
青森県東方沖および岩手県沖北部	7.9程度	10%～30%
	7.0～7.5程度	90%程度以上
岩手県沖南部	7.0～7.5程度	30%程度
宮城県沖	7.9程度	20%程度
	7.0～7.5程度	90%程度
	7.4前後	70%～80%
福島県沖	7.0～7.5程度	50%程度

出典：地震調査研究推進本部 (https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_tohoku/)



地震による火災
(東日本大震災2011年)
出典：平成23年版消防白書(総務省消防庁)

東北電力生協組合員さまの保険金のお支払い及び受付状況 (2022年5月現在)



2021年3月宮城県沖地震
40件、2,787万円

2022年3月福島県沖地震
412件の事故受付

2021年2月福島県沖地震
355件、30,102万円



津波の災害
(東日本大震災2011年)
出典：(一財)消防防災科学センターホームページ

ご契約にあたっての条件

(火災共済とのセット加入のため制限がございます)

契約条件、補償を受けられる方 (=保険対象の所有者) について

契約条件	<p>〈建物ご加入希望の方〉火災共済に建物100口以上でご加入の方</p> <p>〈家財ご加入希望の方〉火災共済に動産20口以上でご加入の方</p> <p>【注意点】火災共済とセットでご加入いただく商品です。火災共済を解約された場合は当保険も解約しなくてはなりません。</p>								
被保険者の範囲	<p>保険の対象(建物・家財)の所有者です。</p> <p>保険始期日時点において建物または家財(動産)の所有者が次のいずれかに該当する方。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 組合員ご本人(保険契約者)または配偶者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 組合員ご本人(保険契約者)または配偶者の同居の親族</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 組合員ご本人(保険契約者)または配偶者の別居の扶養親族(例えば下宿中の学生など)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 保険契約者ご本人または配偶者の別居の扶養していない親族を被保険者とすることができます。 ※上記(1)～(3)の方が(4)の方と共有する物件を保険の対象とする場合。</td> <td></td> </tr> </table> <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険期間の途中で保険契約者・被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。 保険契約者と被保険者が異なる場合、この書面の記載事項について被保険者にも必ず説明をお願いします。 	(1) 組合員ご本人(保険契約者)または配偶者		(2) 組合員ご本人(保険契約者)または配偶者の同居の親族		(3) 組合員ご本人(保険契約者)または配偶者の別居の扶養親族(例えば下宿中の学生など)		(4) 保険契約者ご本人または配偶者の別居の扶養していない親族を被保険者とすることができます。 ※上記(1)～(3)の方が(4)の方と共有する物件を保険の対象とする場合。	
(1) 組合員ご本人(保険契約者)または配偶者									
(2) 組合員ご本人(保険契約者)または配偶者の同居の親族									
(3) 組合員ご本人(保険契約者)または配偶者の別居の扶養親族(例えば下宿中の学生など)									
(4) 保険契約者ご本人または配偶者の別居の扶養していない親族を被保険者とすることができます。 ※上記(1)～(3)の方が(4)の方と共有する物件を保険の対象とする場合。									

保険の対象

① 建物 (注1)

一戸建てまたはマンション等の共同住宅

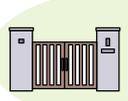
建物の契約に含まれるものの例



一戸建て



マンション



門



車庫
(66㎡未満)

② 家財 (注2)

家具、家電製品、衣類等



家具



家電製品



衣類



その他

③ 建物 (注1) **と家財** (注2) **の両方**

オススメ

(注1) 居住用の建物に限ります。建物のみのご契約では、家財は保険の対象に含まれません。また、建物の基礎、門・塀・垣、延床面積が66㎡未満の付属建物(物置、車庫等)は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。

(注2) 保険の対象となる家財は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容されるものに限ります。

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに発生した損害は補償されません。

- 自動車、バイク(原動機付自転車を除きます。)およびその付属品
- 動物および植物等の生物
- 通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券 等
- 証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ 等

保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険期間: 1年間(1年未満での短期契約はできません)
- 補償の開始: 保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合はその時刻)
- 補償の終了: 保険期間の末日(満了日)の午後4時

保険料の払込方法(団体扱)

- 東北電力生協指定の方法により引き落としされます。(月払のみ)

補償内容

●補償の概要

火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、落雷、破裂、爆発によって、ご契約の建物または家財に損害が発生した場合などに保険金をお支払いします。 ※火災共済から共済金が支払われた場合には、その分を差し引いてお支払いします。
地震保険	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、ご契約の建物または家財に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。 ・お支払いする保険金は、損害の程度により異なります。詳細は下表をご覧ください。

地震保険のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、実際の修理費ではなく、損害の程度（「全損」「大半損」「小半損」「一部損」）に応じて、地震保険金額の**100%・60%・30%・5%**を定額でお支払いします（実際の修理費や、再築または再取得に要する費用を「実額」でお支払いする火災保険とは異なります。）。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 50%以上 または 焼失もしくは流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% [時価額が限度]
大半損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 40%以上50%未満 または 焼失もしくは流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険金額の 60% [時価額の60%が限度]
小半損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 20%以上40%未満 または 焼失もしくは流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険金額の 30% [時価額の30%が限度]
一部損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 3%以上20%未満 または 床上浸水 全損・大半損・小半損に至らない建物が、 床上浸水 または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% [時価額の5%が限度]

※損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。

※損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が発生した時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

※損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります（2022年5月現在）。

※72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これを一括して1回の地震等とみなします。

保険金額（補償額）の算出方法

保険金額を算出してみましょう！

●建物の保険金額

建築金額（新築時の価額）
万円

火災共済（建物）の加入口数
（最低100口）×10万円

火災保険金額
万円

地震保険金額
（火災保険金額の30～50%の範囲内で設定）
万円

＝

＝

＝

＝

▶

▶

[算出例]
3,000万円の建物に補償をつける場合

火災共済に100口加入していたとすると

設定できる火災保険金額は…
火災保険金額
2,000万円

この時、地震保険金額は
地震保険金額
600～1,000万円

●家財の保険金額

家財の評価額
万円

火災共済（動産）の加入口数
（最低20口）×10万円

火災保険金額
万円

地震保険金額
（火災保険金額の30～50%の範囲内で設定）
万円

＝

＝

＝

＝

▶

▶

[算出例]
35歳の夫婦と子ども1人の家族に家財の補償をつける場合

火災共済に20口加入していたとすると

設定できる火災保険金額は…
火災保険金額
800万円

この時、地震保険金額は
地震保険金額
240～400万円

※下表「33歳～37歳」「夫婦+子ども（18歳未満）1人」の目安額1,080万円を1,000万円として算入しております。

（地震保険金額についての注意）

地震保険金額の設定限度額は、建物5,000万、家財1,000万となります。

（ご参考）標準世帯における家財の評価額（再調達価額）の目安（2022年5月現在）

下記の評価額を参考にして、保険金額を設定してください。

世帯主の年齢	家族構成	夫婦のみ	夫婦+子ども（18歳未満）1人	夫婦+子ども（18歳未満）2人
27歳以下		550万円	640万円	730万円
28歳～32歳		710万円	800万円	890万円
33歳～37歳		990万円	1,080万円	1,170万円
38歳～42歳		1,220万円	1,310万円	1,400万円
43歳～47歳		1,400万円	1,490万円	1,580万円
48歳以上		1,480万円	1,610万円 ^(注1)	1,700万円 ^(注2)

(注1) 夫婦以外に、18歳以上の方が1人の場合 (注2) 夫婦以外に、18歳以上の方が1人と18歳未満の子どもの場合

※1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等は、再調達価額に含みません。

※同一の敷地内に収容される家財について、保険金額を分割して複数のご契約に加入されると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがあります。

※上の表は再調達価額の目安となります。上の表にない家族構成の場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お見積り依頼について

大袋に同封の「見積依頼書」に必要事項を記載の上、代理店・扱者（東日本興業電力生協事務所）までFAXもしくは郵送をお願いします。

万一、事故が発生した場合には代理店・扱者または次の事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

【三井住友海上事故受付センター】

じこは いちはやく

0120-258-189 (無料)

のいずれかでご報告をお願いいたします。

【インターネット事故報告】

[https://www.ms-ins.com/
contractor/contact/](https://www.ms-ins.com/contractor/contact/)



引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社 仙台支店 仙台第三支社
(幹事保険会社) 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27 TEL：022-221-9014

取扱代理店：東日本興業株式会社 保険部 電力生協事務所
〒980-0822 宮城県仙台市青葉区立町20-1 東北電労会館 TEL：022-716-7107 FAX：022-716-7181